

申立時に必要な郵便切手・収入印紙・添付書類一覧表

静岡家庭裁判所(令和元年10月1日現在)

事件名	収入印紙	郵便切手	標準的な添付書類 ※審理のために必要な場合は、追加書類の提出をお願いします。	備考
5 成年後見人等の報酬付与	後見人等1人につき 800円×1組	84円×1	報酬付与申立事情説明書 後見等(監督)事務報告書, 財産目録, 預貯金通帳の写し等	
6 被後見人等の居住用不動産処分許可	被後見人等1人につき 800円×1組	84円×1 10円×1	(1) 売却の場合 処分する不動産の全部事項証明書(既に提出しており, 記載内容に変更がない場合は不要), 不動産売買契約書(案), 処分する不動産の評価証明書, 不動産業者作成の査定書 (2) 抵当権・根抵当権設定の場合 処分する不動産の全部事項証明書(既に提出しており, 記載内容に変更がない場合は不要), 金銭消費貸借契約書(案), 抵当権・根抵当権設定契約書(案), 保証委託の場合はその契約書(案) (3) 賃貸借契約の締結又は解除の場合 締結(本人が貸す場合)・・・賃貸借契約書(案), 賃料額の設定根拠となる資料 解除(本人が借りている場合)・・・解除の対象となる契約の契約書又はこれに準ずる書面 (4) 後見登記事項に変更がある場合 申立人及び本人の住民票, 戸籍謄本 (5) 成年後見監督人がいる場合 成年後見監督人の意見書	
7 特別代理人選任 (後見人と被後見人との利益相反行為)	被後見人1人につき 800円×1組	84円×10 10円×6	・特別代理人候補者の住民票 (1) 遺産分割協議を目的とする場合 遺産分割協議書(案), 本人の法定相続分が確保されていることがわかる書面(例 遺産目録, 遺産の評価額及び本人の取得額一覧表(遺産分割協議書(案)から本人の取得額がわからない場合に必要)) (2) 抵当権設定を目的とする場合 抵当権設定の契約書等(案), 金銭消費貸借契約書(案), 保証委託の場合はその契約書(案) その他の添付書類 不動産に関する場合・・・不動産の全部事項証明書(既に提出しており, 記載事項に変更がない場合は不要) 後見登記事項に変更がある場合・・・申立人及び本人の住民票, 戸籍謄本	